

山形県地域公共交通活性化協議会要綱の一部改正 新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;">—略—</p> <p>(会議) 第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、<u>会長が議長となる。</u></p>	<p style="text-align: center;">—略—</p> <p>(会議) 第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、<u>議長は委員の互選により定めることとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">—略—</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この要綱は、令和2年4月24日から施行する。</p> <p>2 協議会設立時の会長は、山形県みらい企画創造部総合交通政策課長をもって充てる。</p>	<p style="text-align: center;">—略—</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この要綱は、令和2年4月24日から施行する。</p> <p>2 協議会設立時の会長は、山形県みらい企画創造部総合交通政策課長をもって充てる。</p>
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>1 <u>この要綱は、令和4年6月 日から施行する。</u></p>